

第1

令和6年1月25日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

- 議案第1号 唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正
する規則制定について … 1
- 議案第2号 唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定に
係る意見について … 6
- 議案第3号 旧切木中学校用地の一部用途廃止について … 16

2 協議事項

- 令和6年度唐津市教育の基本方針の策定について … 26

3 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 各課報告事項

- ① 令和5年度卒業式及び令和6年度入学式の日程について（学校教育課） … 47
- ② 図書館の小さな美術館で学び舎プロジェクト2023
「第32回唐松・伊万里地区高等学校合同美術作品展」について … 49
図書館の小さな美術館で学び舎プロジェクト2023
「第15回佐賀県特別支援学校高等部ふれあい美術作品展」について … 49
(近代図書館)
- ③ 共催及び後援について（教育総務課） … 50
- ④ 教育委員会行事予定（教育総務課） … 51

(3) その他

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和6年2月20日（火）14時00分から

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 1 号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則
制定について

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則を次のように一部を改正する規則
を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 1 月 2 5 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 役職定年制導入等に伴い、令和 6 年度から唐津市立小学校及び中学校
に新しい職として特任指導教諭を置くことに伴い、業務内容に関わる記
載を改める必要があるため改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

2 改正理由

本市では、役職定年制導入等に伴い、令和6年度から唐津市立小学校及び中学校に新しい職として特任指導教諭を配置する。その業務に関わり「唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則」の一部を改正する規則を制定するもの。

3 規則案の内容

第9条第6項中の「教諭」を「教諭等（教諭、主幹教諭、指導教諭又は特任指導教諭をいう。以下同じ。）」と改めるとともに、その後（第9条第7項、第10条第4項）の「教諭」を「教諭等」に改めるもの。

4 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「の教諭」を「の教諭等（教諭、主幹教諭、指導教諭又は特任指導教諭をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7項中「の教諭」を「の教諭等」に改める。

第10条第4項中「教諭」を「教諭等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 号参考資料

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(教務主任等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 教務主任、学年主任及び司書教諭は、当該学校の<u>教諭等</u>（<u>教諭、主幹教諭、指導教諭又は特任指導教諭をいう。以下同じ。</u>）のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。</p> <p>7 保健主事は、当該学校の<u>教諭等</u>又は<u>養護教諭</u>のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告する。</p> <p>(生徒指導主事等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の<u>教諭等</u>のうちから校長の意見を聴いて教育委員会が命じる。</p>	<p>(教務主任等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 教務主任、学年主任及び司書教諭は、当該学校の<u>教諭</u> _____のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。</p> <p>7 保健主事は、当該学校の<u>教諭</u> 又は<u>養護教諭</u>のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告する。</p> <p>(生徒指導主事等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の<u>教諭</u> _____のうちから校長の意見を聴いて教育委員会が命じる。</p>

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月10日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第10号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(教務主任等) 第49条 略 2～7 略 8 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は当該学校の教諭等（教諭、主幹教諭又は指導教諭をいう。以下同じ。）のうちから、保健主事は当該学校の教諭等又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。	(教務主任等) 第49条 略 2～7 略 8 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は当該学校の教諭等（ <u>教諭、主幹教諭、指導教諭</u> 又は特任指導教諭をいう。以下同じ。）のうちから、保健主事は当該学校の教諭等又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定に係る意見
について

令和6年3月唐津市議会定例会に上程する唐津市条例の廃止に関する条例の一部
を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和6年1月25日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市星賀わんぱくハウスを廃止することに伴い、唐津市星賀わん
ぱくハウス条例を廃止するため、令和6年3月唐津市議会定例会へ唐
津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を提出するに当た
り、教育委員会へ意見を求めるものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

唐津市星賀わんぱくハウスの廃止に伴い改正するもの

3 改正内容

施設の老朽化に伴い、唐津市星賀わんぱくハウスを廃止するため、当該条例に「唐津市星賀わんぱくハウス条例（平成17年条例第310号）」を加えるもの

4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

（ ）唐津市星賀わんぱくハウス条例（平成17年条例第310号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号参考資料

唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～() 略</p> <p>() <u>唐津市星賀わんぱくハウス条例 (平成 1 7 年条例第 3 1 0 号)</u></p>	<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～() 略</p>

唐津市星賀わんぱくハウスの概要

1 施設の概要

(1) 設置目的

平成16年7月に入野小学校星賀分校が本校に統合されたことに伴い学校施設からの用途変更を行い、地域住民の社会教育活動等の増進を図るための施設として開設された。

(2) 施設概要、状況

- ・敷地面積 7,407㎡
- ・施設 研修棟、運動場、倉庫その他附帯施設
- ・研修棟 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ床面積642.83㎡

2 これまでの経過について

星賀わんぱくハウスの研修棟は、雨漏り等の建物の劣化がひどく、救命の機器の設置など必要な設備もないうえに、エアコンや調理施設もないため、何年も利用が無い状態である。運動場については、地元住民がグラウンドゴルフのみで利用されている。

唐津市公共施設再配置計画では、本施設は短期で用途廃止となっており、現在の施設の状況では、今後開館を継続し利用させることが困難であるため、令和6年3月末をもって唐津市星賀わんぱくハウスを廃止とする。

平成16年 7月 開設

令和 4年 6月 星賀区長への説明（研修棟利用希望なし）

令和 5年 7月 星賀区長から区への説明

令和 5年 9月 定例教育委員会にて「唐津市星賀わんぱくハウスの今後の方針について」協議

令和 5年11月 定例教育委員会にて「唐津市星賀わんぱくハウスの廃止について」議決

令和 6年 3月 閉館予定

3 利用者の推移

令和4年度・・・3団体、延べ161日、延べ1,873人

令和3年度・・・3団体、延べ296日、延べ3,557人

令和2年度・・・3団体、延べ295日、延べ2,679人

令和元年度・・・3団体、延べ237日、延べ2,632人

※利用については、地元住民によるグラウンドゴルフのみ。

4 その他

閉館後の施設の利用については、研修棟は使用不可とし、将来的に解体する予定である。運動場については、地域活性化及び地域住民の健康増進のために、星賀区が利用を希望されているため調整を行う。

5 補助金等

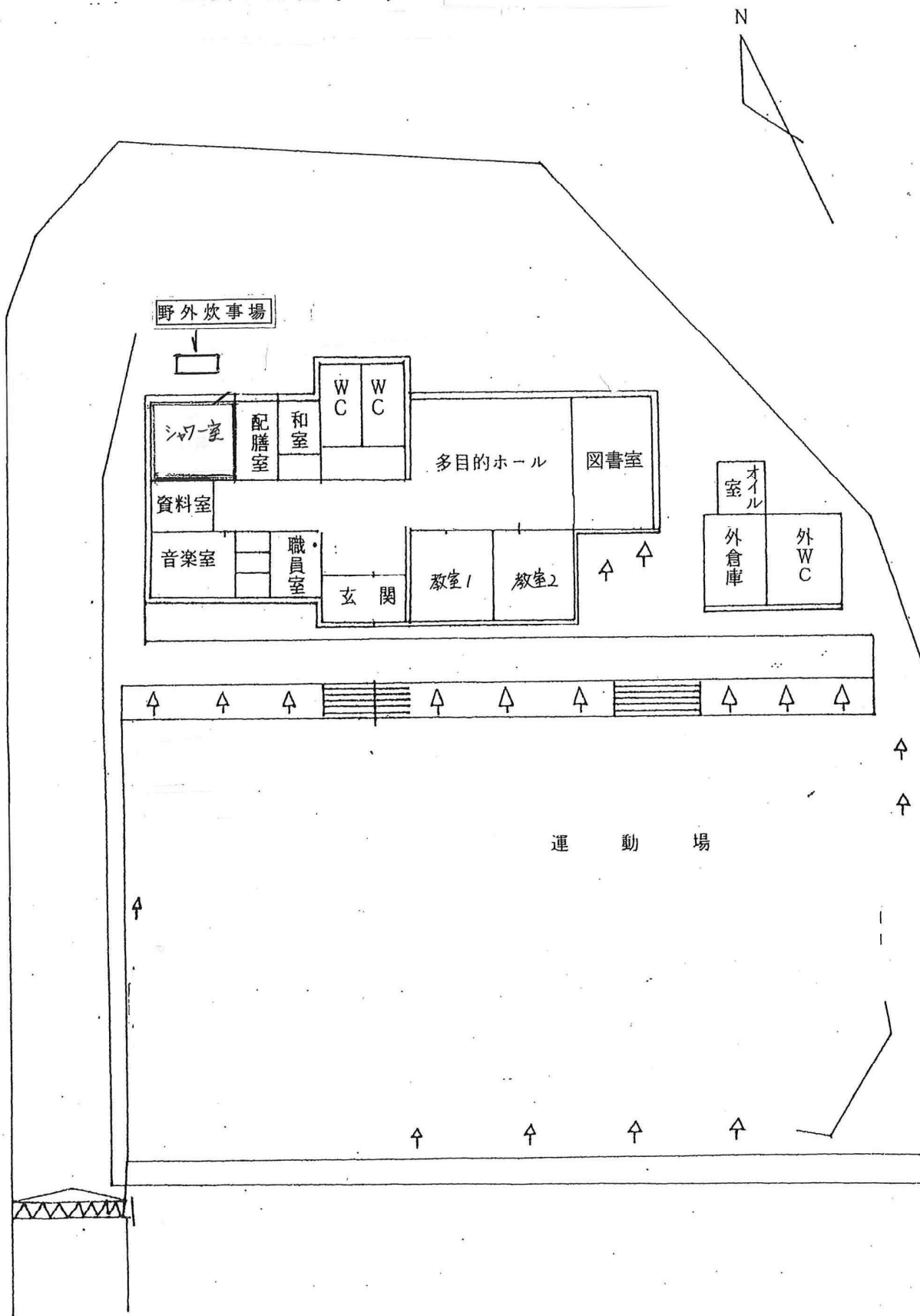
① 簡易保険積立金還元融資について

H24年度償還終了

② 公立学校施設整備補助金について

H16に社会教育施設へ転用届出している。元校舎はR5.3末で36年経過するが、処分制限期間が60年であるため、その期間の無償での転用・貸与・譲渡・取り壊しについては文部科学省への報告が必要。用途廃止後、処分内容を決定し文部科学省へ報告する。

星賀わんぱくハウス 【平面図】



(設置)

第1条 地域住民の社会教育活動等の増進を図り、豊かな活力あるまちづくりを推進するため、唐津市星賀わんぱくハウス(以下「わんぱくハウス」という。)を設置する。

(位置)

第2条 わんぱくハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市星賀わんぱくハウス

位置 唐津市肥前町星賀乙2072番地

(施設)

第3条 わんぱくハウスに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 研修棟
- (2) 運動場
- (3) 倉庫その他附帯施設

(管理)

第4条 わんぱくハウスは、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(利用の許可)

第5条 わんぱくハウスを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、わんぱくハウスの管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、わんぱくハウスの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用者の義務)

第7条 わんぱくハウスの利用者は、この条例及びこれに基づく規則の規定、第5条第2項の規定により利用の許可に付された条件並びに教育委員会の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第6条各号に掲げる事由に該当したとき。
 - (2) 前条の規定に違反したとき。
 - (3) わんぱくハウスの設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項に基づく利用許可の取消し等によって、利用者が受けた損害について教育委員会は、賠償の責めを負わない。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、わんぱくハウスを利用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第10条 わんぱくハウスの利用の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用を終了したとき(利用の許可の取消し、制限又は停止を受けたときを含む。)は、職員の指示に従い直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、その利用によりわんぱくハウスの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平18条例52・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の肥前町星賀わんぱくハウス設置及び管理に関する条例(平成16年肥前町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条、第2条、第4条、第6条、第10条から第12条まで、第14条、第17条、第19条、第21条から第24条(別表第3備考の改正規定を除く。)まで、第30条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第45条、第47条、第50条及び第53条から第57条までの規定による改正前の唐津市ひれふりランド条例、唐津市浜玉町世代間交流センター条例、唐津市肥前町福祉センター条例、唐津市高齢者ふれあい会館条例、唐津市火葬場条例、唐津市浜玉農山村改善センター条例、唐津市肥前農産物加工施設条例、唐津市ふるさと会館条例、唐津市観光公園等条例、唐津市名護屋城茶苑条例、唐津市呼子観光物産館条例、唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例、唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例、唐津市都市公園条例、唐津市公民館条例、唐津市民会館条例、唐津市肥前文化会館条例、唐津市相知交流文化センター条例、唐津市都市コミュニティセンター条例、唐津市巖木コミュニティセンター条例、唐津市農漁民センター条例、唐津市星賀わんぱくハウス条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市都市青年の家条例、唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例、唐津市鳴神温泉なのゆ条例、唐津市高齢者センター条例、唐津市港湾施設管理条例、唐津市旧唐津銀行条例、唐津市民交流プラザ条例、唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例及び唐津市水産会館条例の規定に基づいて利用の許可を受けている者の使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に規定する日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

(平25条例34・平31条例7・一部改正)

星賀わんぱくハウス使用料

施設名	区分	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時(1時間当たり)
研修棟	市内	520円	520円	940円	210円
	市外	1,040円	1,040円	1,880円	310円
運動場	市内	310円	310円	520円	100円
	市外	620円	620円	1,040円	210円

備考

- (1) 物品の展示販売及び営利を目的とする興行に利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。
 - ア 市内在住者が利用するとき この表に定める額の2倍
 - イ 市内在住者以外の者が利用するとき この表に定める額の4倍
- (2) 規則に定めるわんぱくハウスの利用時間を超えて利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。ただし、午後10時から午前7時までの利用については、別表に掲げる午後5時から午後10時までの使用料によって算定するものとする。
 - ア 2時間未満 別表に掲げる当該利用時間の使用料の5割相当額
 - イ 2時間以上 別表に掲げる当該利用時間の使用料の10割相当額

議案第3号

旧切木中学校用地の一部用途廃止について

旧切木中学校用地の一部について、用途廃止するものとする。

令和6年1月25日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 旧切木中学校用地の一部用途廃止について、令和5年12月の定例教育委員会で協議の上、承認を得たため、用途廃止を行い、公共施設再編・資産活用課へ管理替するものである。

旧切木中学校用地の一部用途廃止について

1 概要

切木地区から県に対し、旧切木中学校横の道が狭く危険であるため、歩道の新規整備要望があった。それに伴い、佐賀県唐津土木事務所から国道204号（切木）道路橋りょう保全事業の事業用地として、旧切木中学校用地の一部について譲渡依頼がきており、用途廃止しても管理上、支障がないと判断し、令和5年12月の定例教育委員会で協議の上、承認を得たため、用途廃止を行うもの。

2 用途廃止する土地

旧切木中学校用地の一部

所在地	地目	台帳面積	廃止面積	備考
唐津市肥前町切木字仮屋 藪乙448番1	学校 用地	6,505 m ²	54.99 m ²	公共施設再 編・資産活 用課へ管理 替
唐津市肥前町切木字仮屋 藪乙500番1	学校 用地	12,303 m ²	51.30 m ²	公共施設再 編・資産活 用課へ管理 替

旧切木中学校用地の一部用途廃止に係る図面





唐 財 公 号 外
令和 5 年 1 1 月 1 4 日

教育総務課長 様

公共施設再編・資産活用課長

学校用地の公用廃止及び財産の引継ぎについて（照会）

このことについて、別紙のとおり市有財産の譲渡申請がなされましたので、公用廃止の可否について回答をお願いします。

1 対象物件

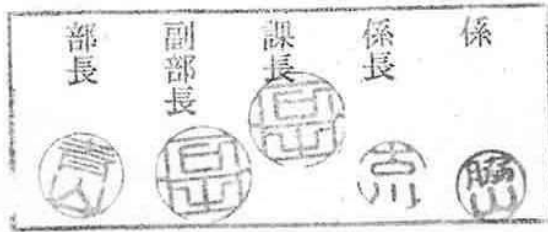
唐津市肥前町切木字仮屋藪乙 4 4 8 番 1 のうち 5 4 . 9 9 m²
唐津市肥前町切木字仮屋藪乙 5 0 0 番 1 のうち 5 1 . 3 0 m²

（別紙のとおり申請書写を添付）

2 用途廃止の可否について

- ・ 公用廃止が可能である場合は、公用廃止事務を進めてください。
公用廃止後は、公有財産として公共施設再編・資産活用課に引継ぎを行ってください。
- ・ 公用廃止ができない場合は、その旨回答をお願いします。





唐 土 第 5 5 2 4 号
令和 5 年 1 1 月 1 3 日

唐津市長 峰 達郎 様

佐賀県唐津土木事務所長 岸川 俊介

公共事業の施行に伴う土地の譲渡について（依頼）

このことについて、貴市所有の下記の土地が、事業用地として必要ですので、土地の譲渡について御協力いただきますようお願いします。

なお、土地の買収単価等については、別紙のとおり評価算定しておりますので、よろしくをお願いします。

記

事業名 国道 204 号（切木）道路橋りょう保全事業
依頼地 唐津市肥前町切木 地内

字	地番	台帳地目	台帳面積	買収地目	買収面積
字仮屋藪	乙 448-1	学校用地	6,505 m ²	宅地	54.99 m ²
字仮屋藪	乙 500-1	学校用地	12,303 m ²	宅地	51.30 m ²
合計					106.29 m ²

佐賀県唐津土木事務所
用地課 用地第二担当 平尾
TEL 0955 (73) 3080
FAX 0955 (75) 0457



位置図



戸丸尾	H. 2. 3. 14	137	新本町	上郷水	H. 14. 9. 18
山	H. 2. 3. 31	138	柿の平		
山	H. 3. 3. 30	140	地知町	下原町	
野		141	新本町	藤ノ島	H. 14. 2. 4
石		142	寺子町	八幡山	H. 18. 1. 10
口		143	須賀野	美山	H. 18. 3. 24
本	H. 4. 3. 31	145	新本町	北野	
口		146	新本町	山野	H. 14. 3. 22
本	H. 2. 12. 22	147	七	藤	H. 16. 2. 13
口	H. 6. 3. 28	149	新本町	神龜野	H. 16. 3. 22
口	H. 5. 3. 28	150	七	山	H. 16. 4. 25
口	H. 6. 3. 28	151	新本町	平野	H. 18. 8. 8
口	H. 6. 3. 28	152	安南町	金野	H. 22. 11. 5
口	H. 6. 3. 28	154	安南町	大友保	H. 24. 9. 4
口	H. 6. 3. 28	155	安南町	大友保	H. 27. 1. 30

地すべり指定区域表			
市町村名	地区名	指定年月日	
唐津市	高津地区	5.24.3.31	
唐津市	高津地区	5.28.4.6	
唐津市	高津地区	5.26.11.8	
伊万里市	天降山	5.24.12.25	
伊万里市	天降山	5.22.11.5	
伊万里市	天降山	5.28.4.6	
伊万里市	天降山	5.26.11.8	
伊万里市	天降山	5.26.11.8	
伊万里市	天降山	5.26.11.8	

用地実測図

S=1:500

字飯盛岡

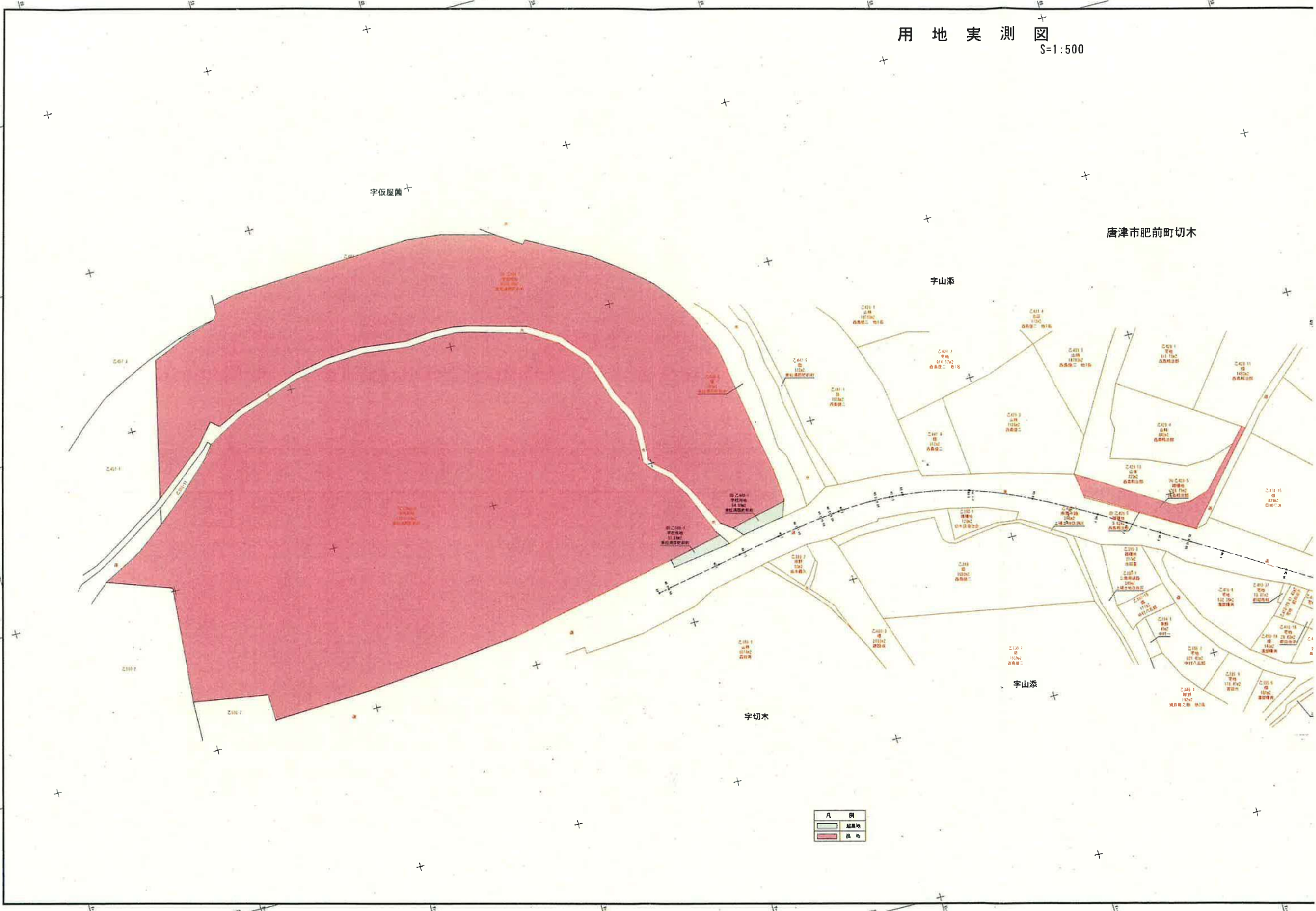
唐津市肥前町切木

字山添

字切木

字山添

凡 例	
	測量地
	境界



土地取得額明細書

取引 番号	土地の表示					台帳		現況 地目	取得面積 ㎡	単価 円	金額 円	氏名	訂契 (受取人名義)
	市郡	町村	大字	字	地番	地目	地積㎡						
	唐津市	肥前町	切木	仮屋藪	乙448-1	学校用地	6,505	宅地	54.99	3,100	170,469	唐津市	
	唐津市	肥前町	切木	仮屋藪	乙500-1	学校用地	12,303	宅地	51.30	3,100	159,030	唐津市	
合計									106.29		329,499		

1	表題部	東松浦郡肥前町大字切木字仮屋藪		
		唐津市肥前町切木字仮屋藪		平成17年1月1日行政区画変更 平成17年4月26日登記
	乙448番1	田	568	
			522	昭和47年3月8日一部地目変更 ③乙448番1、乙448番6に分筆 〔昭和47年3月14日〕
			607	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和57年2月1日〕
		学校用地		②昭和59年7月31日変更 〔昭和60年3月20日〕
			7424	③乙449番、乙450番、乙451番、 乙452番、乙453番、乙454番、 乙455番1、乙455番2、乙456番1、 乙456番2、乙457番2を合筆 〔昭和60年3月20日〕
			6505	③乙448番1、乙448番7、乙448番8に分筆 〔平成4年1月17日〕
権利部 所有権	東松浦郡肥前町			昭和60年3月20日 第3641号
2	表題部	東松浦郡肥前町大字切木字仮屋藪		
		唐津市肥前町切木字仮屋藪		平成17年1月1日行政区画変更 平成17年4月26日登記
	乙500番	畑	168	
		学校用地		②昭和21年6月14日変更 〔昭和45年1月29日〕
			14686	③乙478番2、乙479番2、乙480番3、 乙488番2、乙489番、乙490番2、 乙491番2、乙491番1、乙492番1、 乙492番2、乙493番、乙494番イ第1、 乙494番2、乙494番3、乙494番4、乙494番5、 乙496番1、乙496番2、乙497番1、 乙497番2、乙481番2、乙498番、 乙499番、乙501番、乙502番、 乙503番、乙504番、乙505番、 乙506番、乙507番、乙508番、 乙509番、乙510番、乙511番、 乙512番、乙495番、乙513番、 乙514番、乙515番、乙516番第1、 乙516番第2、乙517番、乙518番イ第1・ 乙519番合併、乙520番、乙521番、 乙519番第2、乙522番1、乙523番1、 乙524番第2、乙525番、乙526番1、 乙527番1、乙52

				8番1、乙529番1、乙530番1、乙531番7を合筆 〔昭和45年1月29日〕
			<u>13265</u>	③乙500番、乙500番2、乙500番3に分筆 〔昭和45年2月5日〕
			<u>13098</u>	昭和44年2月28日一部地目変更 ③乙500番、乙500番4に分筆 〔昭和45年4月1日〕
	乙500番1		<u>11749</u>	昭和45年12月10日一部地目変更 ①③乙500番1、乙500番5、乙500番6に分筆 〔昭和47年10月30日〕
			<u>11481</u>	③乙500番1、乙500番7に分筆 〔昭和50年6月26日〕
			<u>11179</u>	昭和54年12月13日一部地目変更 ③乙500番1、乙500番8に分筆 〔昭和55年2月28日〕
			12303	③錯誤 国土地調査による成果 〔昭和57年2月1日〕
権利部 所有権	東・松浦郡肥前町			昭和45年1月29日 第102号